ソマリア／エリトリア監視団報告書に返答する書簡（S／二〇一一／六五二）に留意し、

地域の平和、安全及び安定を損なうエリトリアによる如何なる行為も強く非難し、また、全ての加盟国に対し、決議第七百三十三号（千九百九十二年）5の規定によって課され、その後の決議により詳述及び修正された武器禁輸の条項を、完全に遵守することを要請し、

エリトリアが決議第千八百四十四号（二千八年）、第千八百六十二号（二千九年）及び第千九百七号（二千九年）を完全に遵守していないこと及びソマリア及びアフリカの角地域における平和及び和解を損なうエリトリアの行為並びにジブチとエリトリアの間の紛争が国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章の下での国際の平和及び安全の維持に関する理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　ソマリア及び地域の平和と和解を損なうことに関与しているアル・シャバーブを含む武装した反対集団に対して継続した支援を提供することを通じて、エリトリアが安全保障理事会決議第千九百七号（二千九年）、第千八百六十二号（二千九年）及び第千八百四十四号（二千八年）に違反していることを非難する。

2　近隣諸国との国境紛争を解決するためのアフリカ連合によるエリトリアに対する要請を支持し、関係者に対し、紛争を平和的に解決すること、関係を正常化すること及びアフリカの角における持続的平和及び永続的安全を促進することをよう要請し、更に関係者に対し、アフリカ連合によるこれらの紛争の解決の努力に対して必要な協力を行うことを慫慂する。

3　エリトリアを含む全ての加盟国が、決議第七百三十三号（千九百九十二年）5の規定によって課され、その後の決議によって詳述及び修正された武器禁輸の条項を完全に遵守すべきであるということを改めて表明する。

4　エリトリアが決議第千九百七号（二千九年）をこれ以上遅滞することなく完全に遵守すべきであるということを改めて表明し、決議第千九百七号（二千九年）により課された措置を遵守する全ての国の義務を強調する。

5　ジブチとの国境に沿った係争地域におけるカタールの監視員の駐留に続いてエリトリアが軍を撤退したことに留意し、エリトリアに対し、国境紛争を解決するためにジブチと建設的に関与することを要請し、決議第千八百六十二号（二千九年）の実施を阻害する者に対して対象を特定した更なる措置をとるという理事会の意図を再確認する。

6　エリトリアに対し、関係者がジブチ人の捕虜の存在及び状態を確認することができるよう、二千八年六月十日から十二日の衝突以来、戦闘中に行方不明となっているジブチの戦闘員に関係する情報を提供することを要求する。

7　エリトリアに対し、訓練センター、野営地及び武装集団のためのその他の同様の施設、並びに旅券、生活費、渡航斡旋の提供等の資金的、軍事的、情報上の、及び非軍事的な支援を含め、国を不安定化させる直接又は間接のあらゆる取組を停止することを要求する。

8　全ての国、特に地域の諸国に対し、決議第千九百七号（二千九年）5及び6の規定によって定められた武器禁輸の厳格な実施を確保するため、同決議5及び6の規定により供給、売却、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、エリトリア向け及びエリトリアからのすべての貨物を検査することを要請し、決議第千九百七号（二千九年）5及び6の規定並びに後の決議によって詳述及び修正された決議第七百三十三号（千九百九十二年）5の規定によって禁止された品目の発見に関する決議第千九百七号（二千九年）8及び9の規定に含まれる義務を想起する。

9　ある個人又は団体が決議第千九百七号（二千九年）15及び第二千二号（二千十一年）1の規定に定める基準に適合する場合には、当該個人及び団体に対して対象を特定した制裁を適用する意図を表明し、委員会に対して、緊急に処理を要する事項として、制裁対象者に関する加盟国からの提案を再検討することを要請する。

10　ソマリア／エリトリア監視団の二千十一年七月十八日付け報告書（S／二〇一一／四三三）における調査結果に概要が示されているとおり、武装した反対集団に移転するために武器及び関連物資を調達し又はそのような集団へ直接又は間接的に提供されるサービス又は資金送金を供与すること等によりアフリカの角地域を不安定化し、又は決議第千八百四十四号（二千八年）、第千八百六十二号（二千九年）及び第千九百七号（二千九年）を含む関連決議に違反する、エリトリア政府によるエリトリア人の国外離散者に対する「国外離散者税」の使用を非難し、エリトリアがこれらの慣行を停止すべきことを決定する。

11　エリトリアがエリトリア国外において同国民及び他のエリトリア系の個人から税金を徴収するために恐喝、暴力的な脅し、詐欺及びその他の不正手段の使用を停止すべきことを決定し、更に、各国が、この決議のこの規定により課される禁止及び関係国の法律に反して、公式又は非公式にエリトリア政府又は民主主義人民戦線（ＰＦＤＪ）の代表者を名乗って行動する自国内の個人について、国際法に適合する範囲内でその責任を問うための適切な措置をとるべきことを決定し、各国に対し、そのような個人が更なる違反行為を行うことを防ぐため、国内法並びに、千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約及び千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約を含む関連の国際的な法律文書に適合する範囲内で、適切な措置をとるよう要請する。

12　監視団の最終報告書（S／二〇一一／四三三）に概要が示されているように、エリトリアの採鉱部門が、アフリカの角地域を不安定化するための資金源として使用される可能性があることに懸念を表明し、エリトリアに対して、これらの採鉱事業の収益が、決議第千八百四十四号（二千八年）、第千八百六十二号（二千九年）、第千九百七号（二千九年）及びこの決議を含む関連決議に違反するために使用されることはないことを示すために、監視団との協力を含め、公的資金における透明性を示すことを要請する。

13　各国は、エリトリアの採鉱部門から生じる資金が決議第千八百四十四号（二千八年）、第千八百六十二号（二千九年）、第千九百七号（二千九年）及びこの決議の違反につながることを防ぐため、相当な注意についての指針の発出などを含め、自国の国民、自国の管轄権に服する者、自国の領域内で設立された、又はエリトリアのこの部門で商業活動を行っていて自国の管轄権に服する会社による監視の実施を促進するために適切な措置をとるべきであることを決定し、これに関連して、委員会に対し、監視団の支援を得て、加盟国が任意で使用できる指針を起草することを要請する。

14　全ての国に対し、保険若しくは再保険を含む金融サービスの提供、又は、採鉱部門における新規の投資を含め、自国の領域への又は自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、若しくは自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外支店を含む）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融若しくはその他の財産若しくは資産の移転が、エリトリアによる決議第千八百四十四号（二千八年）、第千八百六十二号（二千九年）、第千九百七号（二千九年）及びこの決議を含む関連決議の違反につながり得る場合には、かかるサービスの提供又は金融若しくはその他の財産若しくは資産の移転を防止するための相当な注意に関する指針を導入するよう要請する。

15　すべての国に対し、この決議の規定を実施するためにとった措置に関し、百二十日以内に、安全保障理事会に対して報告することを要請する。

16　この決議により課される措置の実施について監視及び報告し、並びに以下に定める任務を遂行するため、決議第二千二号（二千十一年）により再び設置された監視団の任務を更に拡大することを決定する。

(a)　違反に関するあらゆる情報を報告することを含め、10、11、12、13及び14の規定において課される措置の実施を監視することについて委員会を支援すること。

(b)　委員会に提供される6の規定に関するあらゆる情報を検討すること。